

兵庫県ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱

第1 目的

ひとり親家庭の自立や生活の安定を図るために、より良い条件での就業や転職を支援することが必要である。

しかしながら、ひとり親家庭の親の中には、高等学校を卒業していないことから希望する就業ができないことや安定した就業が難しいなどの支障が生じている。

このため、高等学校を卒業していない（中退を含む。）ひとり親家庭の親が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定試験」という。）の合格を目指す場合において、民間事業者などが実施する対策講座の受講費用の軽減を図るとともに、他の事業を組み合わせること等により、効果的にひとり親家庭の親の学び直しを支援することとする。

また、ひとり親家庭の児童についても、一般世帯に比べ進学率が低い等の課題があることから、本事業による支援を行うこととする。

第2 給付金の種類

(1) 受講開始時給付金

受講開始時給付金は、支給対象者が対象講座の受講を開始した際に支給するものとする。

(2) 受講修了時給付金

受講修了時給付金は、支給対象者が対象講座の受講を修了した際に支給するものとする。

(3) 合格時給付金

合格時給付金は、受講修了時給付金を受けた者が、受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に支給するものとする。

第3 実施主体

本事業の実施主体は、兵庫県（以下「県」という。）とする。

第4 支給対象者

本事業の支給対象者は、県内（市部を除く）に居住し、ひとり親家庭の親（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条に定める配偶者のない女子及び配偶者のない男子であって現に20歳未満の児童を扶養している者をいう。）及びひとり親家庭の児童（母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に定める配偶者のない女子及び配偶者のない男子に扶養されている20歳未満の児童）であって、次の要件の全てを満たす者とする。ただし、高等学校卒業者及び大学入学資格検定・高卒認定試験合格者など既に大学入学資格を取得している者は対象としない。

- (1) ひとり親家庭の親が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。（ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。）
- (2) 支給を受けようとする者の就学経験、就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況から判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる者であること。

第5 対象講座

本事業の対象講座は、高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。）とし、実施主体が適当と認めたものとする。ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は、本事業の対象としない。

第6 支給額等

I 通信制の場合

(1) 受講開始時給付金

受講開始時給付金の支給額は、支給対象者が対象講座の受講開始のために本人が支払った費用の40%に相当する額とする。ただし、その40%に相当する額が10万円を超える場合の支給額は10万円とし、4千円を超えない場合は受講開始時給付金の支給は行わないものとする。

(2) 受講修了時給付金

受講修了時給付金の支給額は、支給対象者が対象講座の受講のために本人が支払った費用の50%に相当する額から(1)として支給した額を差し引いた額とする。ただし、受講開始時給付金と受講修了時支援給付金の合計が12万5千円を超える場合、受講開始時給付金と受講修了時給付金の支給額の合計は12万5千円とし、4千円を超えない場合は受講修了時給付金の支給は行わないものとする。

(3) 合格時給付金

合格時給付金については、受講修了時給付金の支給を受けた者が受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給する。支給額は支給対象者が対象講座の受講のために本人が支払った費用の10%に相当する額を支給するものとする。ただし、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の合計が15万円を超える場合、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の支給額の合計額は、15万円とする。

(4) 経過措置

ア 令和2年3月31日までに修了した講座に係る上記(2)の受講修了時給付金及び(3)の合格時給付金については、なお従前の例によるものとし、(2)の「40%に相当する額から(1)として支給した額を差し引いた額」を20%に、(3)の20%を40%に読み替えて支給するものとする。

イ 令和4年3月31日までに修了した講座に係る上記(2)の受講修了時給付金及び(3)の合格時給付金については、なお従前の例によるものとし、(2)の「40%に相当する額から(1)として支給した割合を差し引いた割合」を「40%」に、(3)の「受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金」を「受講修了時給付金と合格時給付金」に読み替えて支給するものとする。

ウ 令和5年3月31日までに修了した講座に係る上記(1)の受講開始時給付金、(2)の受講修了時給付金及び(3)の合格時給付金については、なお従前の例によるものとし、(1)の「40%」を「30%」に、「10万円」を「7万5千円」に、(2)の「50%」を「40%」に、「12万5千円」を「10万円」に、(3)の「10%」を「20%」に読み替えて支給するものとする。

II 通学又は通学及び通信制併用の場合

(1) 受講開始時給付金

受講開始時給付金の支給額は、支給対象者が対象講座の受講開始のために本人が支払った費用の40%に相当する額とする。ただし、その40%に相当する額が20万円を超える場合の支給額は20万円とし、4千円を超えない場合は受講開始時給付金の支給は行わないものとする。

(2) 受講修了時給付金

受講修了時給付金の支給額は、支給対象者が対象講座の受講のために本人が支払った費用の50%に相当する額から(1)として支給した額を差し引いた額とする。ただし、受講開始時給付金と受講修了時支援給付金の合計が25万円を超える場合、受講開始時給付金と受講修了時給付金の支給額の合計は25万円とし、4千円を超えない場合は受講修了時給付金の支給は行わないものとする。

(3) 合格時給付金

合格時給付金については、受講修了時給付金の支給を受けた者が受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給する。支給額は支給対象者が対象講座の受講のために本人が支払った費用の10%に相当する額を支給するものとする。ただし、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の合計が30万円を超える場合、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の支給額の合計額は、30万円とする。

第7 事前相談の実施

(1) 受給要件の審査に際しては、事前に受講を希望するひとり親家庭の親又は児童からの相談に応じ

るとともに受給要件について把握しておくこと。

- (2) 当該ひとり親家庭の親の希望職種、職業生活の展望等を聴取するとともに、当該ひとり親家庭の親の職業経験、技能、取得資格等を的確に把握し、高卒認定試験に合格することにより、自立が効果的に図られると認められる場合にのみ受講対象とするなど、受講の必要性について十分把握すること。
- (3) 当該ひとり親家庭の児童の就学、資格取得、就職の展望等を聴取するとともに、当該ひとり親家庭の児童の就学経験、技能、取得資格等を的確に把握し、高卒認定試験に合格することにより、ひとり親家庭の児童の自立が効果的に図られると認められる場合にのみ、受講対象とするなど、受講の必要性について十分把握すること。
- (4) 高卒認定試験が毎年8月と11月に行われることを当該ひとり親家庭の親又は児童に伝え、受講開始時期や受験する時期等について計画を持って取り組むことができるようすること。
- (5) 当該ひとり親家庭の親又は児童が受講開始時に入学金や受講料を支払うことが困難である場合には、母子父子寡婦福祉資金の技能習得資金又は修業資金等を紹介すること。
- (6) 支援対象者が高卒認定試験の全科目に合格することなく受講修了日から起算して2年を経過し、本事業の合格時給付金の支給対象とはなり得ない場合であっても、引き続き高卒認定試験を受験することによって、高卒認定試験の合格者になることは可能であり、ひとり親家庭の自立に資するものの一手段である旨、支援対象者に伝えること。

第8 受給要件の審査、対象講座の指定等に関する手続き

(1) 受給要件の審査、対象講座の指定

本給付金の支給を受けようとする者は、自らが受講しようとする講座について別紙様式1「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書」（以下「受講対象講座指定申請書」という。）を提出し、受講開始前にあらかじめ、対象講座の指定を受けなければならない。

- (2) 県は、受講対象講座指定申請書を受理した場合、受給要件の審査を行い、速やかに、対象講座の指定の可否の決定をする。

- (3) 県は、この決定を行った場合には、遅滞なく、その旨を当該ひとり親家庭の親に通知しなければならない。なお、当該ひとり親家庭の親に対象講座の指定を行った場合には、別紙様式2「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定通知書」（以下「受講対象講座指定通知書」という。）により当該ひとり親家庭の親に通知する。

(4) 受講対象講座指定申請書の添付書類

受講対象講座指定の申請には、次の書類等を添えなければならない。ただし、下記イの所得の額の証明書について、県が必要な税情報の公簿等の確認を行うことに同意した場合には、その提出を省略する。また、他の書類について、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略して差し支えない。

ア 当該ひとり親家庭の親及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し

イ 当該ひとり親家庭の親に係る児童扶養手当証書の写し（当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）又は当該ひとり親家庭の親の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての町長の証明書（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあっては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにできる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての町長の証明書を含む。）

(5) 受講対象講座指定申請書の提出期限

本給付金を受けようとする者は、受講対象講座指定申請書を受講開始日以前に提出しなければならない。

(6) 受給要件の審査に係る留意事項

原則として、過去に本給付金を受給した者には支給しないこととするため、受給要件の審査にあたっては、過去の受給の有無について確認すること。

(7) 対象講座について

ア 対象とする講座の指定については、本人の意向も踏まえつつ、対象とする講座が、当該ひとり親家庭の親又は児童が高卒認定試験に合格するために適当であるかも含め審査を行うこと。

また、必要に応じて講座の変更を助言するなどの確な支援を行うものとする。

イ 本給付金の支給を受けようとする者が、過去に高卒認定試験を受け一部の試験科目に合格しているなど高卒認定試験の試験科目の免除を受けられる場合には、必要最小限の科目についての受講となるように助言するなど適切な支援を行うものとする。

第9 受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の支給等

(1) 受講開始時給付金

ア 支給申請

受講開始時給付金の支給を受けようとする者は、対象講座を開始した後に、知事に対して、別紙様式3「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書」（以下「支給申請書」という。）を提出すること。

イ 支給申請後の県の対応

県は、当該ひとり親家庭の親又は児童が支給要件に該当しているかを調査し、速やかに支給の可否を決定しなければならない。

県は、この決定を行ったときは、遅滞なくその旨を当該ひとり親家庭の親又は児童に通知しなければならない。なお、支給決定を行った場合には、支給額を算定し、合わせてこれを本人に通知すること。

ウ 支給申請の期限

受講開始時給付金の支給申請は、受講開始日から起算して30日以内に行わなければならない。

ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。

エ 支給申請の添付書類等

支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。

ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略させることとして差し支えない。

(ア) 当該ひとり親家庭の親及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し

(イ) 当該ひとり親家庭の親に係る児童扶養手当証書の写し（当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）又は当該ひとり親家庭の親の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並び所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての町長の証明書（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあっては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにできる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての町長の証明書を含む。）

(ウ) 受講対象講座指定通知書

(エ) 受講施設の長が、受講者本人が支払った経費について発行した領収書

(2) 受講修了時給付金

ア 支給申請

受講修了時給付金の支給を受けようとする者は、対象講座を修了した後に、知事に対して、支給

申請書を提出すること。

イ 支給申請後の県の対応

県は、当該ひとり親家庭の親又は児童が支給要件に該当しているかを調査し、速やかに支給の可否を決定しなければならない。

県は、この決定を行ったときは、遅滞なくその旨を当該ひとり親家庭の親に通知しなければならない。なお、支給決定を行った場合には、別紙様式4「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給決定通知書」（以下「支給決定通知書」という。）により本人に通知する。

ウ 支給申請の期限

受講修了時給付金の支給申請は、受講修了日から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。

エ 支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。ただし、下記(イ)の所得の額の証明書について、県が必要な税情報の公簿等の確認を行うことに同意した場合には、その提出を省略する。また、その他の書類について、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略させることとして差し支えない。

(ア) 当該ひとり親家庭の親及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し

(イ) 当該ひとり親家庭の親に係る児童扶養手当証書の写し（当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）又は当該ひとり親家庭の親の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての町長の証明書（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあっては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにできる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての町長の証明書を含む。）

(ウ) 受講対象講座指定通知書

(エ) 受講施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の受講の修了を認定する受講修了証明書

(オ) 受講施設の長が、受講者本人が支払った経費について発行した領収書

(3) 合格時給付金

ア 支給申請

合格時給付金の支給を受けようとする者は、文部科学省から合格証書が送付された後に、知事に対して、支給申請書を提出すること。

イ 支給申請後の県の対応

県は、当該ひとり親家庭の親又は児童が支給要件に該当しているかを調査し、速やかに支給の可否を決定しなければならない。

県は、この決定を行ったときは、遅滞なくその旨を当該ひとり親家庭の親に通知しなければならない。なお、支給決定を行った場合には、支給決定通知書により本人に通知する。

ウ 支給申請の期限

合格時給付金の支給申請は、合格証書に記載されている日付から起算して40日以内に行わなければならない。

ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。

エ 支給申請の添付書類等

支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。ただし、下記(イ)の所得の額の証明書について、県が必要な税情報の公簿等の確認を行うことに同意した場合には、その提出を省略する。また、その他の書類について、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略させることとして差し支えない。

(ア) 当該ひとり親家庭の親及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し

- (イ) 当該ひとり親家庭の親に係る児童扶養手当証書の写し（当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）又は当該ひとり親家庭の親の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての町長の証明書（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあっては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての町長の証明書を含む。）
- (ウ) 受講対象講座指定通知書
- (エ) 文部科学省が発行する合格証書の写し

第10 給付金の請求

知事は、支給決定通知を行ったあと、当該対象者から提出される、別紙様式5「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金請求書」により受講修了時給付金及び合格時給付金を支給する。

第11 留意事項

本事業により、高卒認定試験に合格した者については、就業支援等を行うなど引き続きひとり親家庭の親の自立を促す取組を行うものとする。

第12 周知・広報等

- (1) 県においては、本制度について周知・広報を行い、必要な情報提供を行うとともに、母子・父子自立支援員等と密接な連携を図りながら、必要に応じて受講勧奨を行うなど、ひとり親家庭の親又は児童の就業を支援するものとする。
- (2) 本事業の実施には、修了証明書、領収書等の発行を行う受講施設の協力が不可欠であり、本事業について受講施設が必要な情報については、積極的に提供するものとする。

第13 経過措置

受講対象講座指定申請、受講開始時給付金申請、受講修了時給付金申請及び合格時給付金申請に際し

て、当該ひとり親家庭の親が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者（平成29年所得から令和元年所得において地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻していないもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしてないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第2号に規定する所得割をいう。）の納税義務者（同項第13号に規定する合計所得金額が125万円を超える者に限る。）及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻していないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、同法第34条第1項第8号に規定する控除を受ける者をいう。）であったときは、当該対象者の子の戸籍謄本及び当該対象者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。

附則

- (1) この要綱に定めるもののほかこの事業を実施するにあたり、必要なことは別に定める。
- (2) この要綱は、平成27年4月1日から適用する。
- (3) この要綱は、平成28年1月1日から適用する。

- (4) この要綱は、平成28年4月1日から適用する。
- (5) この要綱は、平成29年7月18日から適用する。
- (6) この要綱は、平成30年8月1日から適用する。
- (7) この要綱は、平成30年11月1日から適用する。
- (8) この要綱は、令和元年7月1日から適用する。
- (9) この要綱は、令和2年4月1日から適用する。
- (10) この要綱は、令和3年3月1日から適用する。
- (11) この要綱は、令和3年4月1日から適用する。
- (12) この要綱は、令和4年4月1日から適用する。
- (13) この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

卒別紙様式1

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

申請者氏名

下記の講座を受講したいので、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の対象講座としての指定を申請します。

①氏 名 (申請者) 個人番号	フリガナ	生年月日	昭和・平成 年 月 日生 (歳)	
	個人番号			
②氏 名 (受講者が児童の場合) 個人番号	フリガナ	生年月日	平成・令和 年 月 日生 (歳)	
	個人番号			
③住 所	(〒 -)			電話 () - 電子メール
④受講施設の名称				
⑤講座の名称				
⑥受講科目	1	2	3	4
	5	6	7	8
⑦試験を免除できる科目				
⑧受講期間 (受講開始日)	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日	
⑨所要費用(予定)	入学料 円、 受講料 円		合計額 円	
⑩過去の受給の有無	過去にひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を活用したことがある・ない			
⑪申請者と生計を一にする子の 氏名等 (注8参照)	フリガナ	生年月日	平成・令和 年 月 日生 (歳)	
	氏名			
	住所(別居の場合)			
申請者の地方税法上の扶養親族に 該当・非該当				
⑫児童扶養手当の受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名)			
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金の支給要件の該当性を審査するため、県が必要な税情報の公簿等の確認を行うことに同意します。(氏名)				
(備考) 受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合はその旨を記載すること。				

(注意)

- 1 支給の対象となるのは、指定受講講座について支払う入学料及び受講料（希望により行われる講座や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下、同じ。）
- 2 支給額は、次のとおりです。
 - (1) 受講開始時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の4割相当額です。ただし、受講方法が通信制の場合は10万円、受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は20万円が限度になります。
 - (2) 受講修了時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の5割相当額（受講開始時給付金の支給を受けた場合は、受講開始時給付金として支給を受けた額を差し引いた額）です。ただし、受講方法が通信制の場合は、受講開始時給付金と併せて12万5千円、受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は25万円が限度になります。
 - (3) 合格時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の1割相当額です。受講開始時給付金及び受講修了時給付金と併せて、受講方法が通信制の場合は15万円、受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は30万円が限度になります。
- 3 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用（予定）については、受講施設に確認をした内容で通知します。
- 4 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。
- 5 所要費用については、標準的な金額であり、受講開始後または受講修了後に受講施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 6 受講対象講座の指定後、受講を取りやめた場合、受講の中途でやめた場合は、健康福祉事務所にその旨を報告してください。
- 7 受講修了時給付金及び合格時給付金の支給を受ける際には、あらためて「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書」に添付書類を付けて支給申請手続きを行うことが必要です。
- 8 「⑪申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。
 - (1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。
 - (2) 婚姻（※）によらないで母又は父となり、現に婚姻（※）をしていない。
 - ((※)民法（明治29年法律第89号上の婚姻をいう。）
- 9 「⑫児童扶養手当の受給の証明」欄は、健康福祉事務所の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

卒別紙様式2

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定通知書

①氏名 (申請者)	フリガナ	生年月日	昭和・平成 年 月 日生 (歳)			
②氏名 (受講者が児童の場合)	フリガナ	生年月日	平成・令和 年 月 日生 (歳)			
③住所	(〒)			電話 () —		
④受講施設の名称						
⑤講座の名称						
⑥受講科目	1 5	2 6	3 7	4 8		
⑦試験を免除できる科目						
⑧受講期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (受講開始日)					
⑨所要費用(予定)	入学料 円、受講料 円			合計額	円	
※						

さきにあなたから提出のありましたひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書に基づき審査したところ、上記のとおり指定したので通知します。

令和 年 月 日

兵庫県知事

印

(注意)

- 1 支給の対象となるのは、指定対象講座の受講について支払う入学料及び受講料（希望により行われる講座や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下、同じ。）
- 2 支給額は、次のとおりです。
 - (1) 受講開始時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の4割相当額です。ただし、受講方法が通信制の場合は10万円、受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は20万円が限度になります。
 - (2) 受講修了時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の5割相当額（受講開始時給付金の支給を受けた場合は、受講開始時給付金として支給を受けた額を差し引いた額）です。ただし、受講方法が通信制の場合は、受講開始時給付金と併せて12万5千円、受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は25万円が限度になります。
 - (3) 合格時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の1割相当額です。受講開始時給付金及び受講修了時給付金と併せて、受講方法が通信制の場合は15万円、受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は30万円が限度になります。
- 3 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。
- 4 所要費用については標準的に予定される金額であり、受講開始後または受講修了後に受講施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 5 受講対象講座の指定後、対象講座の受講を取りやめた場合、受講の中途でやめた場合は、健康福祉事務所にその旨を報告してください。
- 6 受講修了時給付金及び合格時給付金の支給を受ける際には、あらためて「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書」にこの通知を含む添付書類を付けて支給申請手続きを行うことが必要です。

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

受講開始時給付金
受講修了時給付金
合格時給付金

の支給を受けたいので下記により申請します。

※いずれかに○をつけること。

①氏名 (申請者) 個人番号	フリガナ 個人番号	生年月日	昭和・平成 年 月 日生 (歳)
②氏名 (受講者が児童の場合) 個人番号	フリガナ 個人番号	生年月日	平成・令和 年 月 日生 (歳)
③住所	(〒)	電話 () - 電子メール	
④受講施設の名称			
⑤講座の名称			
⑥受講科目	1 5	2 6	3 7 8
⑦試験を免除できる科目			
⑧受講期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (受講開始日)		
⑨所要費用	入学科 円、 受講料 円	合計額 円	
⑩希望する支払金融機関	金融機関名	口座の種類 普通・当座・その他	
	支店名	口座番号	
	口座名義 (フリガナ)		
⑪申請者と生計を一にする子の氏名等 (注5参照)	フリガナ 氏名	生年月日	平成・令和 年 月 日生 (歳)
	住所 (別居の場合)		
	申請者の地方税法上の扶養親族に 該当 ・ 非該当		
⑫児童扶養手当の受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名)		
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金の支給要件の該当性を審査するため、県が必要な税情報の公簿等の確認を行うことに同意します。(氏名)			
(備考)			

(注意)

- 1 受講開始時給付金の支給申請期間は、受講開始日から起算して30日以内です。
- 2 受講開始時給付金の支給申請における所要費用については、受講開始のために支払った入学期料、受講料を記入してください。
- 3 受講修了時給付金の支給申請期間は、受講修了日から起算して30日以内です。
- 4 合格時給付金の支給申請期間は、合格証書に記載されている日付から起算して40日以内です。
- 5 合格時給付金の支給申請における所要費用については、受講修了時給付金の算定基礎となった入学期料、受講料を記入してください。
- 6 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。
- 7 「⑪申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。
(1)現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。
(2)婚姻(※)によらないで母又は父となり、現に婚姻(※)をしていない。
((※)民法(明治29年法律第89号)上の婚姻をいう。)
- 8 「⑫児童扶養手当の受給の証明」欄は、健康福祉事務所の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

**ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
給付金支給決定通知書**

児第

号
令和 年 月 日

様

兵庫県知事

印

さきに申請のあった
受講開始時給付金
受講修了時給付金
合格時給付金 } 、下記のとおり支給することに決定した
ので通知します。

記

①支給金額	円 (受講費用) 円)
②受講施設の名称	
③講座の名称	
④受講期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (受講開始日)
(備考)	

(注意)

- 受講開始時給付金の支給額は、入学料及び受講料の4割相当額です。ただし、受講方法が通信制の場合は10万円、受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は20万円が限度になります。
- 受講修了時給付金の支給金額は、入学料及び受講料の合計額の5割相当額です。ただし、受講方法が通信制の場合は、受講開始時給付金と併せて12万5千円、受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は25万円が限度になります。
- 合格時給付金の支給金額は、入学料及び受講料の合計額の1割相当額です。受講開始時給付金及び受講修了時給付金と併せて、受講方法が通信制の場合は15万円、受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は30万円が限度になります。

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
給付金請求書

金 円也

ただし、
$$\left(\begin{array}{l} \cdot \text{受講開始時給付金} \\ \cdot \text{受講修了時給付金} \\ \cdot \text{合格時給付金} \end{array} \right)$$
として、上記金額を請求します。
※いずれかに○をつけてください。

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

住 所

氏 名

電 話 () -

電子メール